

樋渡・牛渡地区

「地域計画」だより

令和5年8月 第1号
浪江町役場・農業委員会
樋渡・牛渡行政区

日頃から町の農業行政にご理解賜りありがとうございます。また営農再開に向けご尽力されているものと思います。

震災から13年が経過し、営農再開にあわせご自身の農地をどうするのか、また地域の農業をどのようにして支えていくのかなど話し合いが必要な時期に来ています。

国でも全国で不耕作地の増加、高齢化による担い手の不足などを考えていくため、令和6年度までに「地域計画」を各地域で策定していくこととしました。

これはおおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るか。」など、担い手農業者・農業後継者・農地所有者・地域の方々を交えてまとめていくものです。

策定にあたっては、町・双葉農業普及所・農業委員会・福島県農業振興公社・JA・官民合同チームなどが地域をサポートしていきます。

地域の農業を次世代に引き継いでいくため地域計画の策定を進めていきましょう。

浪江町役場 農林水産課長 金山 信一

1 地域計画について

地域の皆様が一体となって話し合い、地域計画を策定します。

- ▶おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るのか」を決めます。
- ▶農地所有者様の意向を確認し、担い手の掘り起こしを行います。

◇地域計画策定は、令和6年度まで関係機関(浪江町・農業委員会・双葉農業普及所・福島県農業振興公社)等がサポートします。

◇現在行っている営農再開支援事業は、営農再開を目的とした補助事業のため、事業終了後は営農していく必要があります。

◇自ら営農再開しない農地や貸し出しを希望であっても借り手の決まらない農地は、これまで復興組合がその管理(除草、耕耘等)を行ってきましたが、営農再開支援事業終了後は農地所有者が自ら維持管理する必要があります。



2 検討の状況、今後の検討内容

令和5年6月27日(火)

★樋渡・牛渡行政区長、復興組合長、浪江南地区ほ場整備推進委員らにより地域計画を策定するエリアや今後の進め方について打ち合わせを行いました。



■地域計画は大字樋渡+大字牛渡を基本として策定することとし、用途区域内は地域計画に含めなくても良いとされているが、担い手が決まっている農地があるので、地域計画のエリアに含めていく。

■国道6号線から西側の幾世橋地区はこれまで牛渡地区で管理してきた経緯があるので、地域計画に範囲に取り込んでいく。

(仮)樋渡・牛渡地区計画策定エリア



① おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るのか」を決めます。

☞ 地域計画策定エリア内の全農地について話し合い、結果を『地図化』します。

② 利用計画のない農地について、所有者様の意向確認を行います。

☞ 貸す・貸さない等の意向確認、浪江町内の農業者または外部法人等への貸付希望 など。

③ ②で確認した意向を関係者間で共有し、担い手の掘り起こし等を行います。

3 皆様にお考えいただきたいこと

農地所有者

- ▶ご自分が所有する農地について、今後どうするのか
- ▶現在管理耕作している農地は、管理耕作終了後(令和8年度以降)はどうするのか
- ▶貸す意向はあるのか(自作地として残す農地と貸したい農地の整理)
- ▶相続手続きの完了
- ▶貸す相手への希望について(例)浪江町内の農業者、外部法人
- ▶担い手が作業しやすいように、畦畔の除去は可能か など

担い手

- ▶農地の利用計画(営農拡大・縮小の意向)
- ▶リース事業の活用
- ▶法人化について
- ▶利用している農地について“集約化”等の必要はあるか
- ▶借りたい農地の希望(面積・場所・地目) など

詳細はコチラ



「浪江町 地域計画」
で検索 🔍



【地域計画】

- ・令和6年度までに策定する予定で話を進めていきます。

【農地の営農再開】

- ・営農再開支援は令和7年度までで、令和8年度からの営農再開は必須です。

【地域集積協力金】

- ・令和6年度に地域計画を策定し、令和7年12月までに農地バンクと6年以上の賃貸契約を結びあわせて地域集積協力金を申請します。農地バンクとの契約で営農再開となりますので、今行っている営農再開の補助金は打ち切りとなります。(重複して交付はできません)

【農地所有者】

- ・農地の所有権がはっきりしていない土地(未相続や連絡がつかない等)は、地域計画策定時に農業委員会で確認します。
- ・農地バンクと賃貸契約を結んだ場合、要件が合えば農地所有者に経営転換協力金が交付されます。

4 農地バンクについて

<農地バンクについて>

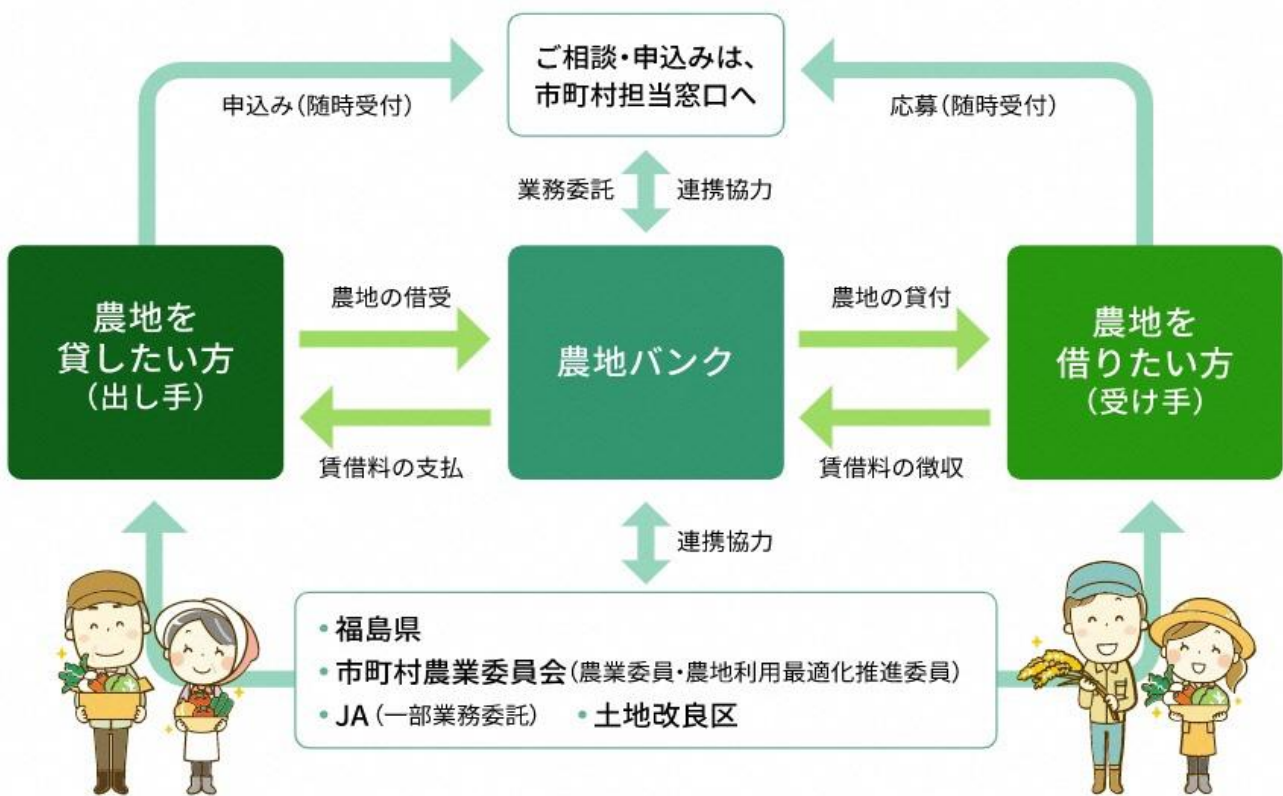
▶「地域計画」等の話合いに基づき、担い手が決まっている農地について「農地バンク」が農地所有から農地を借受け、担い手に貸し付けるものです。

<対象となる区域について>

▶農振農用地、及び避難解除等区域が事業対象区域です。

<農地バンクのしくみ>

▶農地の貸し出しの複雑な手続き・賃借料の徴収と支払い等を担います。



❁浪江町役場 農林水産課農政係

☎0240-34-0245

❁浪江町農業委員会事務局

☎0240-23-5706

❁福島県農業振興公社(浪江町役場駐在)

☎0240-34-0246



❁お気軽にお問合せ・ご意見をお寄せ下さい❁